

戦国期における開発と村

— 榛澤郡荒川村を事例として —

田中 達也

I はじめに

榛澤郡荒川村(埼玉県大里郡花園町荒川)は、秩父郡を水源とし、寄居付近で関東平野へと流れ出た荒川の左岸に位置している。対象地域は、荒川の形成する扇状地上に位置するため、ポンプ揚水により陸田が形成される以前は、水田は僅かにしかみられず、麦(大麦・小麦)・大豆を中心とする畑作が広範に展開するとともに、養蚕や山林資源の利用が活発に行なわれてきた。

荒川村から約4キロメートル西方に存在する鉢形城(寄居町鉢形)は、上杉氏・長尾氏の拠点として、中世後期の武蔵国北西部の政治的な中心としての役割を担っていた。とくに、戦国末期にいたると、小田原に本拠を置き、関東に勢力を拡大した後北条氏の有力な支城の一つとして、北条氏邦の居城となった。荒川村も、北条氏邦の支配下に置かれ、鉢形の近郊に位置する郷村として、鉢形との関係が強化されるとともに、耕地開発が活発に進められたという歴史をもつ。

こうした歴史的な背景をもつ対象地域は、戦国期における開発の一事例として、歴史学の分野において広く紹介されてきた。戦国期の武蔵国における開発についての先行研究において、主要な研究課題となっていたのは、①開発主導者の属性、②開発をめぐる在地社会の動向、③開発に対して戦国大名の果たした役割の3点であり、開発に関連する文書史料を比較・検討するという方法により、これらの課題に接近するというものであった¹⁾。

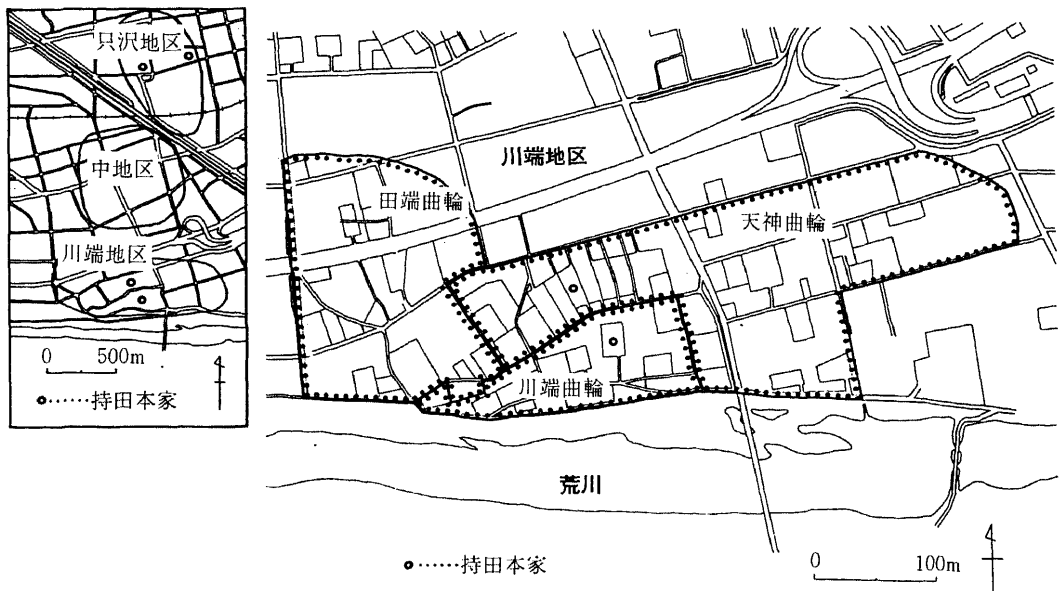
これらの研究では、その方法が、文書史料のみに頼るという限界を有していたため、とくに先の課題の①・②については、具体像が提示されているとは言いがたい。こうした方法的限界を克服す

る試みの一段階として、本報告では、一つの村を考察の対象とし、近世に継続する村が形成されていく過程に、開発がいかなる形で関与していたかという観点から、開発の具体的な様相と、それにとりもなう景観変化を復原し、戦国末期における村と開発との関係について考察してみたい。

II 荒川村の社会構成

現在の大字荒川は、北から「只沢」・「中」・「川端」と呼ばれる3つの地区に分割されている(第1図)。さらに、それぞれの地区は、「曲輪(くるわ)」と呼ばれる単位に分かれている。例えば、川端地区内には「川端」・「田端」・「天神」の3つの曲輪がある。曲輪は最も基本的な生活単位として、婚礼や葬式を行なう単位、各種の講組織の構成単位となっていた。つまり、荒川村は、村一地区一曲輪という社会構成によって成り立っていた。

村の社会を構成する要素として、同族組織がある。荒川村では、同族組織のことを「一家(イッケ)」と呼び慣わしてきた。荒川村に存在する「イッケ」には、「持田」・「大沢」・「大谷」・「川田」・「田辺」・「中嶋」・「大場」・「高橋」・「町田」・「岡田」などがあり、荒川村は、比較的多様なイッケにより構成されている。さらに、同じ名字でも、複数の系統にわかれている事例も多くみられる。例えば、荒川村で最も多い名字である持田氏の場合、大きく4つのイッケに分かれており、おのおののイッケの本家は川端地区の川端曲輪と天神曲輪に1軒ずつ、只沢地区の中曲輪に2軒ある(第1図参照)。さらに、只沢地区には、かつては只沢持田氏の2イッケの両方に関係を有していたと思われる家が存在していた²⁾。持田氏の



第1図 荒川村における地区と曲輪の概要
 (聞きとりにより作成, 基図は「住宅地図」を使用, 小池太郎作図)

4つのイッケの間には、血縁関係は伝えられておらず、また、川端持田氏が春日大明神、天神持田氏が天満天神、只沢持田氏の2イッケが山の神・地藏堂と、異なる宗教施設をそれぞれ祀っていることも、彼らが別系統だとされていることの根拠となっている。その他、大沢氏・田辺氏なども、複数の系統に分かれている。

イッケの構成を、3つの地域区分に照らしてみると、川端と只沢の両地区と中地区とでは、イッケの存在形態に差異がみられる。只沢地区は持田・田辺・高橋の3イッケによって構成されており、川端地区も持田・川田・田辺・大谷・大沢・中嶋の各イッケが中心となって構成されており、両地区はイッケの集合体として構成されている。これに対して、中地区では、イッケとして存在しているのは大場・町田・岡田の3氏のみであり、その他は森田氏・田中氏などイッケを構成しない家や、持田氏・高橋氏などの川端や只沢地区に存在するイッケからの分家によって構成されているのである。以上のように、荒川村を3分する地域区分は、イッケのあり方を特徴づける区分にも

なっていることがわかる。

荒川村の社会構成を提示し、その特徴を考察する上で、もう一つの有力な指標となるのが、村に存在する宗教施設の祭祀形態である。現在の大字荒川では、中地区に村の鎮守として荒川神社が存在するが、この神社は、明治の始めに村の各所にあった神社が合併してできたものである。よって、合併前にはどのような宗教施設が存在し、いかなる形態で祭祀されていたかを検討する必要がある。

荒川神社に合併された神社には、春日大明神・天満天神・山の神・稲荷・八坂などがある³⁾。近世には、春日社・天神社は川端地区に、山の神・稲荷社は只沢地区に、八坂社は中地区にそれぞれ所在していた。そして、荒川村では村鎮守と呼べるような神社は存在せず、住人はこれらの神社の何れかを祭祀対象としていた。

先にも述べたように、春日社・天神社・山の神は川端・只沢の各持田氏を中心となって祀られており、それに加えて、稲荷社も只沢持田氏のなかの1軒を中心として祀られていた⁴⁾。川端・只沢

地区に存在する神社の祭祀権が、それぞれに居住する持田氏によって独占される状況にあったことがわかる。川端・只沢両地区における持田氏の社会的地位の高さが窺い知れよう。とくに、只沢地区では、地区内に存在する地藏堂も持田氏が中心となって祭祀されており、地区内における大部分の宗教施設の祭祀権が持田両イッケに握られている。これに対して、川端地区では、地区内に存在する薬師堂には持田氏は関係しておらず、川端・只沢両地区における持田氏のあり方には、若干の差異が認められる。

川端・只沢地区の宗教施設に対する各持田氏の深い関与に対して、中地区にはこうした事例がみられない。中地区には、八坂社・阿弥陀堂が存在していたが、特定のイッケが祭祀の中心的な役割を果たすという状況にはなかった。この事実より、中地区には、川端・只沢両地区における持田氏のような、中心的な地位にあるイッケが存在しなかったことがわかる。

以上、宗教施設の祭祀状況を検討すると、川端・只沢地区と中地区の社会構成上の差異が明確となる。各地区におけるイッケの構成状況と照らしても、川端・只沢地区が持田イッケを中心とした社会を構成しているのに対して、中地区が比較的家同士のまとまりに欠けていることがわかる。川端・只沢地区と中地区との間で、社会組織のあり方の差異が顕著にみられることが、荒川村の社会構成上の特徴であると言える。

Ⅲ 開発の進展と社会変化

1) 開発ともなう社会変化

対象地域は、戦国末期には「荒川郷」と呼ばれていた。当時の荒川郷における社会構成の一端を示すものとして、次の2点の史料がある。

道具之事、
 荒河之郷
 鐘馬三 もちた四郎左衛門
 同人方

藤左衛門
 同人方
 新右衛門
 以上三人、
 鐘 五郎二郎
 鐘 河田五郎左衛門
 屋り 大嶋
 以上三人、
 藤右衛門
 又二郎
 三郎五郎

以上三人、
 一、諸道具申付候事、當意之儀_三無之候、永代_三正月・七月毎年可改事、
 一、彼衆者、何時_も鉢形可爲籠城候間、觸口かひ次第、諸道具持可集事、
 一、持田事者、小旗を持、何時_も御用之時_三可走廻事、
 一、此書付之者共、もし缺落致者有之者、以觸口可申上、就無沙汰者、持田可爲越度事、
 右之旨、能、相守可走廻候、就無沙汰者、可懸重科者也、仍如件、

(天正4年)

子	(翁邦挹福)
十	月廿一日

持田四郎左衛門殿⁵⁾

荒川衆
 鐘馬 もち田四郎左衛門
 鐘 五郎二郎
 鐘 藤衛門
 鐘 又二郎
 鐘 かハ田五郎左衛門
 鐘 大嶋
 以上六人、
 同所之内た、さハ
 鐘馬 もち田主計助
 鐘 同 小三郎

鐘 新六
鐘 孫三郎
鐘 与二郎

以上五人,

合十一人,

一、むねへつ御しやめんの上ハ、いつれも大途之御ひくわんたるへく候間、しよとうくよくへたしなミはしりめくるへき事、

一、領主ひふんの儀あら者、めやすかき、以嶋村近江守可申上事、

一、御はたらきの時分、中村代両持田如下知、可走廻事、

以上、

右三ヵ條、能、可相守旨、被仰出者也、仍如件、

(天正5年)

丑

八月廿

 日 (翁邦挹福)

奉之
近江

中村代

両茂田との
同百姓中⁶⁾

以上の史料は、戦国期に鉢形城(大里郡寄居町)を本拠として、武蔵国北西部を支配していた北条氏邦の軍事力として、荒川郷の住人が編成されていたことを示している。ここでは、とくに次の2つの点に注意しておきたい。第1点は、持田四郎左衛門なる人物が、荒川衆の筆頭となっていることである。この持田四郎左衛門の末裔は、近世以降も川端地区に居住しており、近世には荒川村の名主を務めていた。天正4年(1576)には、持田四郎左衛門は荒川郷の中心としての社会的地位を確立していたのである。

第2点は、天正4年と翌年とでは、荒川衆の構成に差異がみられることである。天正5年(1577)には、新たに只沢の5人が加わっており、持田主計助という人物が只沢の筆頭として、持田四郎左衛門と並ぶ地位に立っている。これより、川端の持田四郎左衛門が、荒川郷のなかでも真先に北条

氏邦と結びつき、その後に只沢が北条氏邦に掌握されたという状況が推察される。

その後、荒川郷の社会状況が大きく変化するの
は、天正10年代以降のことである。

其郷近邊之荒地、御領所私領共切開次第被下置間、如何様にも地下人相集、田畠打開可致知行候、構無沙汰、不開發者、可處重科者也、仍如件、

(天正12年)

申

三月廿三

 日 (翁邦挹福)

た、澤

百姓衆中⁷⁾

この史料は、北条氏邦が、只沢の百姓衆に対して、荒地開発を命じたものである。こうして、荒川郷において開発が着手され、天正16年(1588)には、次のような史料が発給されるにいたった。

荒川郷御検地之辻事、

永楽銭

貳拾貫貳百九文 此度改之辻

此内

三貫六百六十八文 當開十一人御扶持被下事、此取衆

三百卅文 持田左京亮

三百卅文 同 舍人

三百卅文 中嶋圖書助

三百卅文 河田隼人

三百卅文 大屋玄蕃

三百卅文 同 市助

三百卅文 弥左衛門尉

三百卅文 孫左衛門尉

三百卅文 小四郎

三百卅文 六郎左衛門尉

三百卅文 縫殿助

以上三貫六百卅文

拾六貫五百四十一文 本田高辻

此内

巻貫五百四十一文

持田四郎左衛門尉御扶持ニ被下、

残而、

拾五貫文 風損・日損無之、定納、

以上、貳拾貳貫貳百九文 永楽銭、

一、當八月よりもあらくニ開候原、何方之牢人、

何者も開く人、永代知行ニ可被下事、

一、彼宿へ他所より移候者、永代無諸役不入ニ被

仰出候、然者、自前・定候ニ懸候役之物、荒川・多田澤両村出合可走廻事、

一、方・懸廻、他所之者、當秋廿かまと可引移候事、右定所、如件、

(天正16年)

戌子

--

 (翁邦抱幅)
八月十日 五日

荒川之郷

持田四郎左衛門尉⁸⁾

ここでは、開発地における検地の成果に基づき、開発者に対して扶持が与えられている。また、さらなる荒地開発と他所からの開発者の移住が奨励されている。これより、天正期の荒川郷において実際に耕地開発が進展し、天正16年までには一定の成果をあげていたことがわかる。

荒川郷における開発の進展は、郷の社会にも大きな影響を与えたものと想定される。この問題を考える手がかりとして、まず、天正12年(1584)に開発奨励が出された只沢に注目してみよう。

天正5年印判状に登場する只沢の持田主計助は、文禄4年(1595)荒川村検地帳⁹⁾においても名請人として登場する。ここで持田主計助は、「屋敷」を9畝10歩、「屋敷東」を4反5畝14歩、「屋敷前」を3反19歩名請し、この3つの地名を合わせた範囲では主計助の所有が卓越していることから(第1表)、持田主計助が「屋敷」と特に深い関係を有していたことがわかる。これらの「屋敷」関連

第1表 只沢における屋敷関連地名所有者

順位	所有者	面積
1	主 計	8反5畝13歩
2	兵 庫	1反9畝2歩
3	助 三 郎	1反7畝10歩
4	奎 助	1反4畝
5	主 水	1反3畝28歩
6	源 十	1反2畝14歩
7	治 部	1反1畝20歩
8	左衛門五郎	3畝20歩
※	郷 中 抱	7反9畝

(持田家文書「文禄4年武州榛澤郡鉢形領之内荒河村御縄打水帳」より作成)

注)「屋敷」・「屋敷東」・「屋敷前」・「本屋敷」の4字に限る。

の地名のうち、「屋敷」・「屋敷東」の所在は不明だが、かつて山の神が所在した地の東方に「屋敷前」という地名が残存していることから、山の神付近が「屋敷」と呼ばれていたものと思われる(第2図)。

これに関連して、天正15年(1587)の北条氏邦印判状¹⁰⁾の宛先に持田四郎左衛門とともに登場し、以後、文禄4年検地の際に案内人の一人となり、屋敷地の縄除の特権を得るなど、近世初期にいたるまで只沢の中心となって活躍した人物に持田治部左衛門がいる。彼の末裔はその後も名主を務め、只沢の中心的な家として存続した。治部左衛門の末裔の屋敷は、只沢内の「中只沢」に存在するが、同家所蔵の年欠文書に以下のような記載がある。

屋敷 2反3畝19歩

古屋敷 6畝歩

久太夫

但シ 社地在之候、

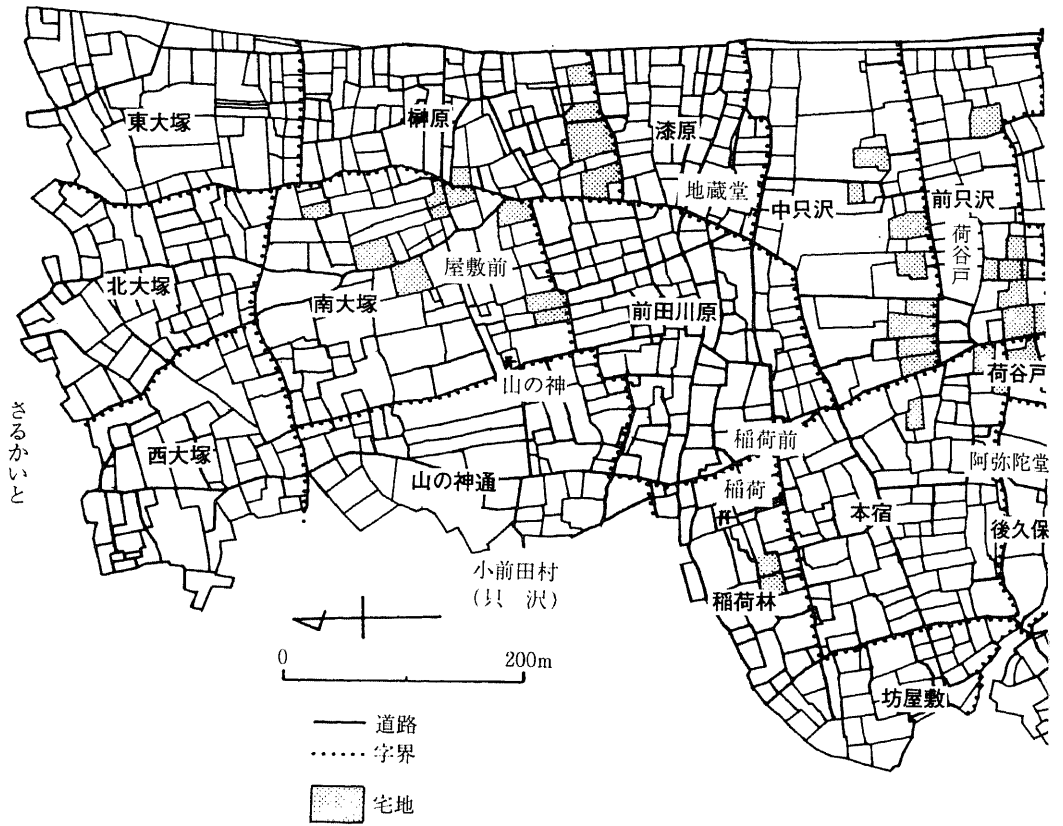
屋敷山共ニ如先規之差置、

但シ 山之内2反3畝19歩畑開共ニ、

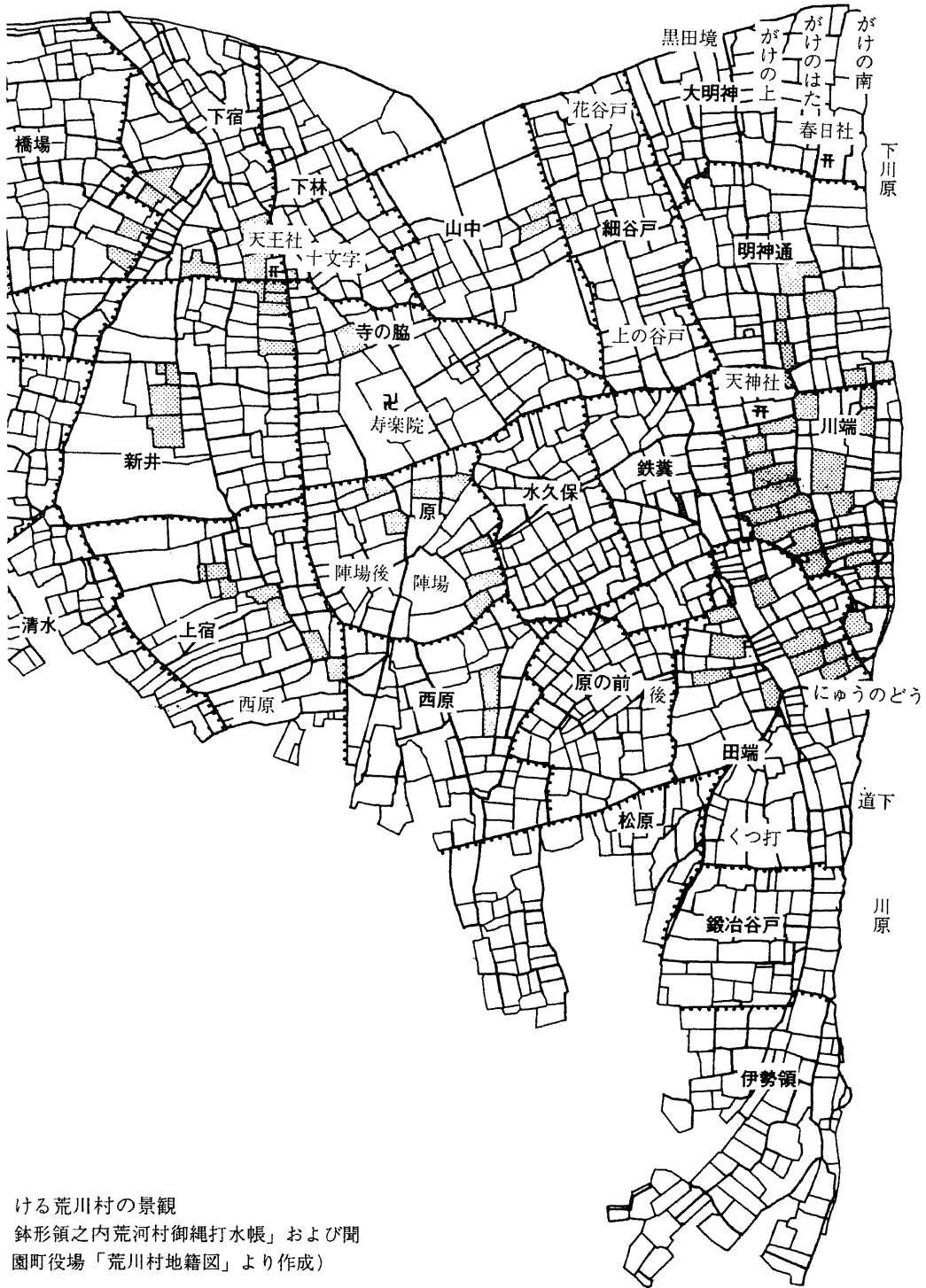
小 喜左衛門(印)

名主屋敷如先規之差置、¹¹⁾

この史料より、久太夫家(治部左衛門の末裔)が古屋敷から移転したものであり、そこに神社が存



第2図 明治期にお
 (地名は持田家文書「文禄4年武州榛澤郡
 きとりをもとに比定し、基図は花



ける荒川村の景観
 鉢形領之内荒河村御繩打水帳」および聞
 園町役場「荒川村地籍図」より作成)

在していたことがわかる。さらに、宝暦元年(1751)の「林質物^ニ入置申金子之事」¹²⁾において、持田久太夫は林6畝歩を質物として勘左衛門から金子2両を借りているが、この史料中、林6畝歩のことを「山の神屋敷」と呼んでおり、そこに社地があったことも併せて記載されている。これより、「山の神屋敷」こそ久太夫家の古屋敷であると解釈できる。さらに、持田久太夫家が山の神を祀っていたことも、以上の推定を裏付けるものである。山の神の社地近辺には、持田勘左衛門家があり、勘左衛門家と久太夫の古屋敷とは隣接していた¹³⁾。「屋敷」地名周辺に居住する持田氏は勘左衛門家とその分家のみであり、さらに、稲荷を祀っていたのが勘左衛門家であった。これらの事実より、勘左衛門家が持田主計助の末裔であると推定される¹⁴⁾。すなわち、山の神一帯には持田主計助が居住するとともに、持田治部左衛門家も隣接して存在していた可能性が高い。

さらに、山の神の東方、荒川村に隣接する小前田新村地内に、「只沢」という地名がある(第2図参照)。この一帯の村境が明確となるのが寛文期以降である¹⁵⁾ことを考慮すると、小前田新村地内の「只沢」、荒川村の山の神一帯こそ、天正12年までの只沢であると思われる。このことは、かつて山の神一帯に多数の古井戸があった¹⁶⁾ということからも裏付けられよう。

一方、近世以降の只沢において屋敷地が集中して存在していたのは、持田治部左衛門家の事例にみられるように、山の神一帯ではなく、それより南方の「中只沢」・「前只沢」であった。治部左衛門が文禄4年検地において「本屋敷」1反1畝20歩を名請していることからみても、「屋敷」から「中只沢」への治部左衛門の屋敷移転の時期は、只沢百姓中による開発が着手された天正12年から文禄4年までの間と思われる。治部左衛門家の事例は、開発を契機として、「只沢」の中心は現在地へと移動したことを示している。さらに、持田治部左衛門は、天正15年以降、持田主計助に代わって只沢の代表としての地位に立っている¹⁷⁾。天正12年以降、只沢の代表者が「屋敷」に居住し続

けた主計助から、「中只沢」へと移転した治部左衛門へと移っていくことも、開発にともなう変化であると解釈できよう。以上のように、開発は、屋敷地の移動という現象をともなうものであり、同時に、只沢における旧来の社会秩序の変動をもたらすものであった。

また、天正16年印判状に記載されている「彼宿へ他所より移候者、永代無諸役不入^ニ被仰出候」という文言より、「宿」が開発の拠点として設定され、他所からの移住者の居住地となっている状況が想定できる。この宿の位置については、現在の中地区に「上宿」・「下宿」という地字が残っていることから、この一帯が宿であったと思われる。この地は、近世においては秩父と熊谷を結ぶ道路と、川越と本庄とを結ぶ道路とが交叉する、交通の要衝でもあった。

天正16年印判状において、開発に従事した荒川郷の住人に対して、北条氏邦から扶持が与えられているが、そこには持田左京亮を始めとして、河田・中嶋・大屋といった有姓の者たちが記載されている。これらの名字は、荒川村でも、川端地区に集中している。

一方、天正16年印判状に登場する名字のうち、宿の存在が推定される中地区にみられるのは持田・中嶋氏のみである¹⁸⁾。宿の置かれた中地区と川端地区とで名字がほとんど一致しないことは、開発に際して、他所からの移住が奨励されたことを想起させる。これに関する事例を挙げると、延宝5年(1677)、村を2分しての村方騒動が発生するが、その一方の旗頭として権之丞という人物が登場する¹⁹⁾。延宝4年の検地帳によると、権之丞の名請地は大部分が宿、あるいはその周辺部である「原」とに集中しており²⁰⁾、彼は中地区に居住していたものと推定される。また、延宝5年の訴訟史料には、権之丞について、商業に従事しており、田中村(川本町田中)に一門が存在することが記載されている。さらに、元和6年(1620)名寄帳²¹⁾に、権之丞の祖父にあたる小左衛門がみられる。以上より、元和期以前に、小左衛門家は田中村から荒川村の中地区へと移転していたも

のとみられる。

第Ⅱ章で検討した、荒川村の社会構成上の特徴としての中地区の特異性は、開発に平行して宿が設置され、そこに開発に従事した家からの分家や、他所からの移転者が居住したという、中地区の起源に由来したものであった。開発の進展にともなう、屋敷地の移転や宿の成立は、荒川郷の社会構成を大きく変化させ、川端・中・只沢の3地区よりなる社会を形成させるものであった。

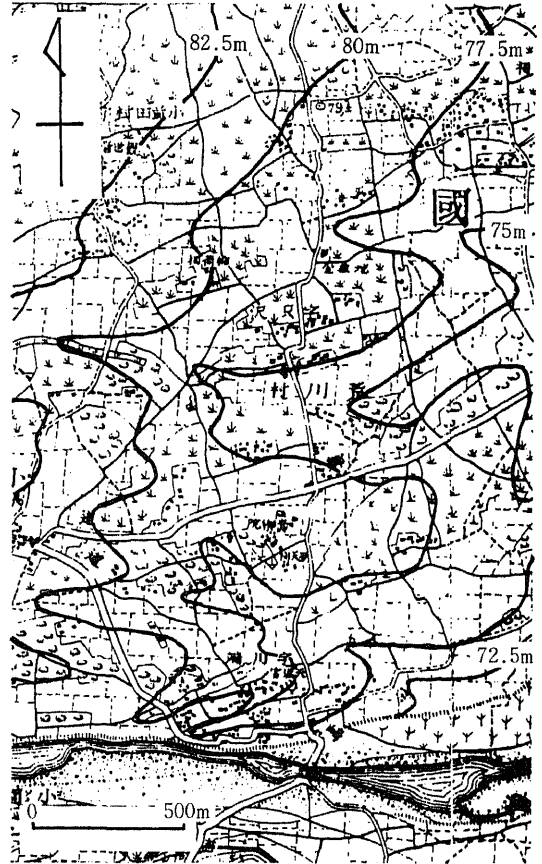
さらに、郷全体をみても、近世へと継続する社会秩序の原型は、この時期に形成されている。近世の荒川村の住人は、全て村内にある寿楽院の檀家となっていた。このうち、寿楽院に由緒のある家であり、住持替りの際に古例・法名についてのしきたりを住持・壇徒に確認させてきたのは、持田四郎左衛門・持田治部左衛門の末裔の2家であった²²⁾。治部左衛門の出自を勘案すると、寺の壇徒組織に反映される、四郎左衛門・治部左衛門を頂点とする村の秩序の確立も、開発にともなう社会変化の結果であったと言えよう。

2) 開発の展開過程

次に、天正期の荒川郷における開発の実態について検討するが、その前提として、荒川村の地形的な特徴を明らかにしておこう。荒川村は、巨視的には荒川左岸に位置し、荒川の形成する扇状地上に立地しているが、村内の地形を微細に観察すると、荒川村の地形的な特徴が浮かび上がってくる。

対象地域における明治期の地形状況を示した第3図をみると、村内に数本の谷が東西に刻まれている様子がみてとれる。こうした谷の存在は、周辺地域のなかでも、とくに荒川村に顕著な地形的特徴であった。

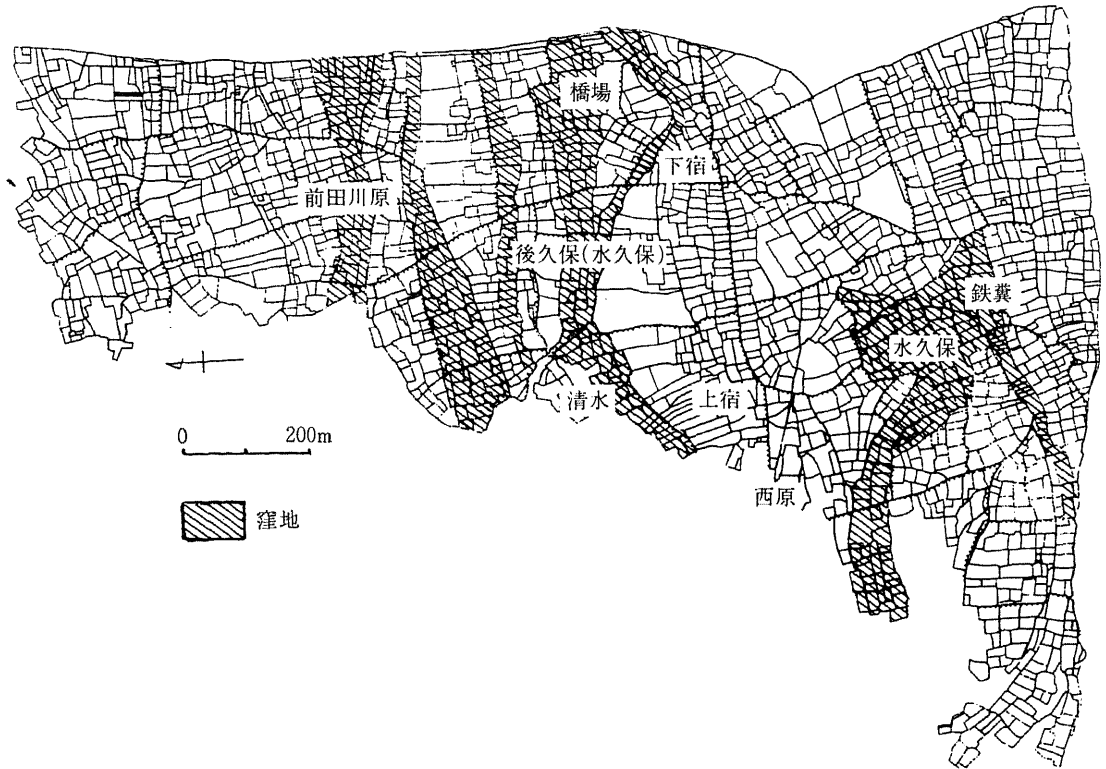
さらに、より微細な地形を考察するために、荒川村の地籍図を利用すると(第4図)、荒川村の各所により細かに帯状の窪地が存在していたことがわかる。「中只沢」の北側にある字「前田川原」は、こうした窪地の存在を示す地名である。「前田川原」地内には、小河川が1本東西に流れるのみで



第3図 対象地域の地形
(明治18年迅速測図より作成)

あり、荒川沿いの字「川原」・「下川原」のような、河川敷としての景観は有していない。それにもかかわらず、「川原」という地名をもっているのは、この地が、荒川の増水時に、上流で溢れた水の流路となるとともに、そうでなくとも、大雨の際には堪水する帯状の窪地となっていたためである。このような帯状の窪地は、只沢地区だけでも数本存在していた²³⁾。

第2図において、「中只沢」・「前只沢」における屋敷地が列状に立地している様子がみてとれるが、これは屋敷地が帯状の窪地に間に存在する微高地上に立地しているためであった。天正12年以降における山の神一帯から「中只沢」・「前只沢」への屋敷地の移動は、帯状の窪地が幾筋にも



第4図 荒川村における「窪地」
 (聞きとりにより作成、基図は花園町役場「荒川村地籍図」を使用)

第2表 持田治部左衛門の名請地

小字名	面積
新居 かいと	1反2畝22歩
本 かいと	8畝
猿 喰 土	2反5畝7歩
荷 谷 戸	1反4畝25歩
本 屋 敷	1反1畝20歩
上 之 村	2反 9歩
花 谷 戸	1反3畝24歩 (1反 10歩 不作)
西 原	1反8畝
大 久 保	1反6畝
川 端	2畝12歩 (永不作)
下 宿	2反6畝17歩

(持田家文書「文禄4年武州榛澤郡鉢形領之内荒河村御縄打水帳」より作成)

切れ込んでいる場所への進出であった。只沢において、積極的に開発に従事したと思われる持田治部左衛門の、文禄4年検地における名請地をまとめた第2表によると、旧来の屋敷地の周辺である「猿喰土(さるかいと)」・「本屋敷」とならんで、宿の立地する微高地周辺の窪地である「西原」・「下宿」や、新しい屋敷地周辺の窪地である「荷谷戸」が存在しており、このことを裏付けている。

只沢にみられるものと同様の地形条件であり、さらに規模を大きくしたのが、宿の立地する場所であった。宿の立地する微高地を囲む北側の窪地は「清水(西原)」から「後久保(水久保)」を通過して「橋場(茶畠)」へいたるものであり、南側は「西原」から「水久保」・「鉄糞」を通過して「細谷戸」・「花谷戸」・「大明神」方面へいたるものであった。宿の存在する微高地をとりまく窪地に「西原」

という地名があることは、天正期に開発の対象とされた「原」がこの一帯であることを想定させる。

次に、文禄4年の荒川村検地帳より、天正一文禄期における開発状況を、検地帳に記載された名請人や記載方法から解析してみよう。検地帳の一部を引用する。

花かいと

中畠 1反3畝24歩 治 部分
主作

同所

中畠 9畝17歩 舎 人分
甚右衛門作

以上にみられるように、この検地帳には、「○○分」に示される人名と、「○○作」に示される人名とが一致しているものと、分離しているものの2通りがある。しかしながら、一致している事例が多数を占めており、分離している事例は少数であるとともに、その存在に顕著な地域的な偏りが認められる。後者の事例がみられる地域として、「伊勢領」・「水(後)久保」・「大明神」とその周辺の3地域があげられる。

「伊勢領」・「水(後)久保」における「分」と「作」との分離の事例について検討すると、こうした記載がなされ、それが地域的に限定されている要因を示す、いくつかの特徴が浮かび上がってくる。「伊勢領」における「分」と「作」とが分離している事例のなかで、「分」に記載されているのは、すべて「新五郎」である。新五郎は、文禄4年検地における名請人のなかでも、非常に特殊な性格をもっている。まず、文禄4年検地帳全4冊のうち、「伊勢領」が記載されている1冊のみ、弥五郎・治部とならんで案内人となっている²⁴⁾が、屋敷の名請はしていない。また、名請地は、「伊勢領」とその隣の「鍛冶谷戸」に集中しており、それ以外にはみられない。しかも、名請地のうち「作」の記載がないものは、全て永不作もしくは不作地なのである。つまり、新五郎は、荒川

村には居住していない可能性が高く、「伊勢領」と「鍛冶谷戸」にのみ関係しているが、荒川村の範囲内では、自らの手では一切耕作を行っていないのである。

「伊勢領」と同様の名請状況を示しているのが「水(後)久保」である。「水久保」においては、「沼尻」なる人物が新五郎と同様の特徴を示している²⁵⁾。すなわち、屋敷を名請せず、「水(後)久保」とその隣の「茶畠」とのみ関係を持ち、自らはほとんど耕作していない。

一方、「○○作」として記載されている者たちについて、特に「伊勢領」を事例として検討してみると、彼らの中には荒川村内に屋敷を名請し、村内の他の場所では「○○分 主作」という形で耕地を名請している者も存在する²⁶⁾。「作」に記載されている者たちは、新五郎の抱え百姓的な存在とは一概には言えないのである。

以上にみられる、「伊勢領」・「水(後)久保」における、「作」に記載された者たちの性格と、永不作・不作地の名請状況とにより、これらの地域の性格について考えてみると、新五郎・沼尻氏は「伊勢領」・「水(後)久保」に一定の権利を有しているのみの存在であり、実際に耕作しているものが「作」として記載されたものだと考えられる。さらに、天正期に荒川村において開発が進展していたことを勘案すると、新五郎・沼尻氏は開発を請け負った人物であり、実際の耕地化は、「作」に記載された者によって成されたものと考えるのが妥当であろう。つまり、検地帳において「分」と「作」が分離して記載されている地域こそ、文禄4年当時に開発が進展しつつあった場所と推定される。

以上を踏まえて、「大明神」一帯に注目すると、「分」に記載されているのは、左京亮・舎人・弥五郎²⁷⁾・隼人・図書・市右衛門・与二郎の7名である。舎人以外の6名は屋敷地を名請していることから、村内に居住していた者たちであることが確認される。また、彼らのうち市右衛門・与二郎以外は、天正16年に開発に従事することにより扶持を与えられた12名と重複している。彼らも新

五郎などと同様に、開発を請負った者たちであることは明らかであろう。

隼人・図書・玄蕃の名請地は、居住地である「川端」周辺に加えて、「西原」・「陣場後」・「水久保」・「鉄糞」と、「西原」から「大明神」一帯にまでいたる窪地上に存在している。これらの地域では、彼らは「〇〇分 主作」として名請している。この地域の延長線上に「大明神」が存在する。そして、「大明神」一帯に限って「分」のみの記載であることから、彼らによる開発が「西原」一帯から始められ、文禄4年の時点では荒川村で最も低い場所である「大明神」一帯にまで及んでいたものと考えられる。

持田四郎左衛門家の展開過程をみると、最も古い時期に分家したと伝える家は、宿と大明神近辺とに1軒ずつ存在している。さらに、宿の分家は四郎左衛門家からの分立とほぼ同時期に分家を輩出したと伝えている²⁸⁾。持田四郎左衛門家の展開過程は、当時の開発過程を反映したものであると言えよう。

こうして、戦国末期の荒川郷において、開発の対象となった場所の地形的な特徴が浮かび上がってくる。すなわち、宿周辺や只沢における窪地の耕地(畑地)化こそ、天正期における開発の実体であったものと思われる。そして、西高東低という荒川村の地形条件にともない、開発は徐々に村の東部地域へと進展していった。同時に、文禄4年検地に際して、新五郎や沼尻氏が請負った「伊勢領」・「水久保」も、荒川村の耕地として名請されたのである。

一方、耕地化を達成するためには、耕作者を確保しなければならなかった。天正16年(1586)の掟書には、「一、人之うりかひ一圓致ましく候、若賣買いたす_ニ付_テ而者、其郷以觸口無相違可申上、可致商売事、」という記載があり²⁹⁾、当時の荒川郷において人の売買が行なわれていたことがわかる。これは、開発のための労働力を確保する動きの現われであると理解されよう。天正16年印判状において、宿に対して諸役不入などの特権を与えられたことも、同様の視点から解釈すべきであら

う。開発を請負った者たちは、移住者の居住地として宿を整備し、そこでの諸役不入の特権を獲得したことにより、耕作者を募集し、開発地の耕地化を行ない得たのである。

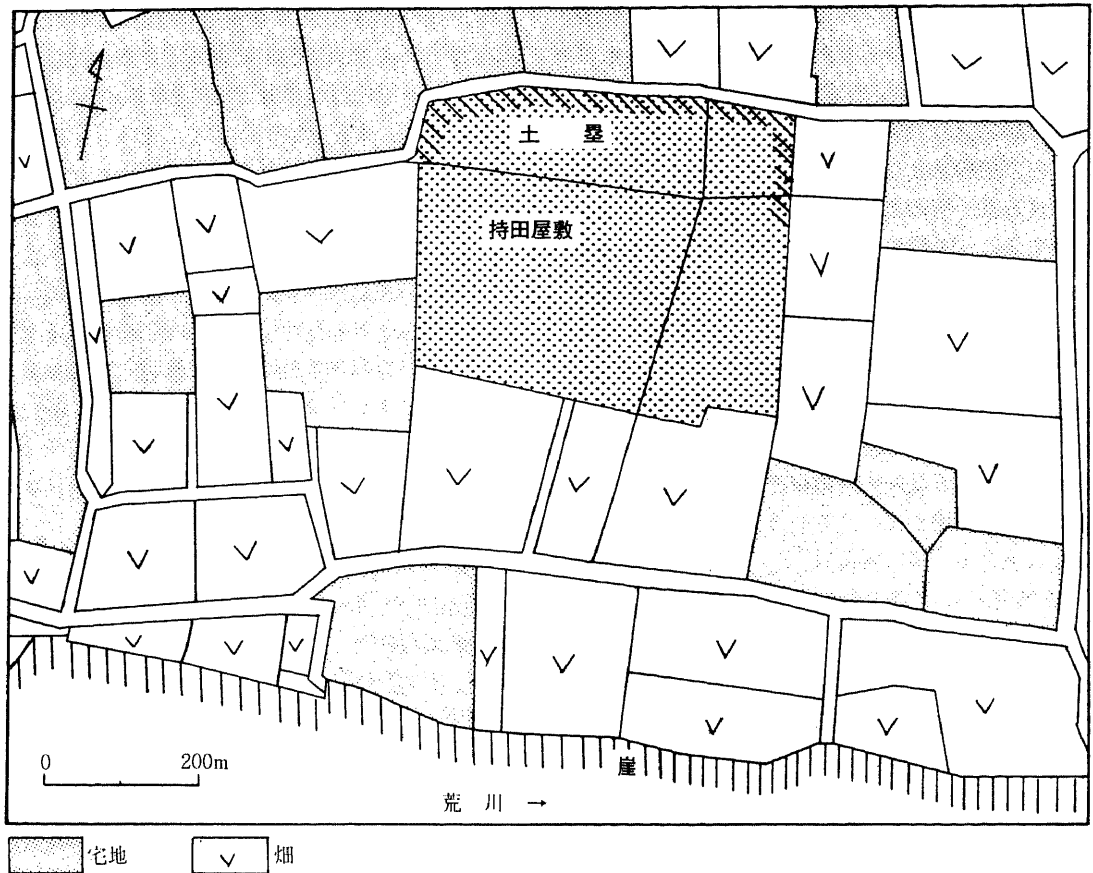
IV 持田四郎左衛門の存立基盤

本章では、天正期の荒川郷の中心としての役割を果たすとともに、開発を積極的に主導し、近世以降における持田家³⁰⁾の村内での地位を確立させた持田四郎左衛門に注目し、彼の存立基盤を探ることにより、天正期に彼が郷の中心としての役割を果たすようになる要因について検討する。

持田家は、近世以降現在にいたるまで、川端地区の川端曲輪に居住している。地籍図を用いて持田屋敷を復原したのが第5図である。持田屋敷の北部から東部にかけては土塁が存在しており、北部のものは空堀をともなっていた。こうした土塁・堀をともなう屋敷構えは、荒川村では持田家のみにもみられるものであり、村内における地位の高さが窺える。

持田家には、かつて屋敷は現在の寿楽院の場所にあり、持田四郎左衛門の時代に自己の屋敷地と寺地とを交換し、現在の場所に屋敷を移転したという伝承がある³¹⁾。この伝承は、持田氏の屋敷地内から多数の墓石が出土したことや、持田家が屋敷の建て替えをした際、天正3年の棟札が発見された³²⁾ということからも裏付けられる。

持田四郎左衛門の川端地区への移転は、同地区における持田家のあり方を検討することにより、さらに明確なものとなる。同地区南西部の荒川縁には「にゅうのどう(入の堂)」という地名があり、その東方には薬師堂が存在する。これらは現在は宅地や道路によって分断されているが、かつては一続きとなっており、薬師堂として存在していた。かつての薬師堂地内に存在する板碑が、最古のもので正安4年(1302)の年紀をもつことから、鎌倉時代から既に宗教施設が存在していたことがわかる。薬師堂の周辺には大沢・中嶋・田辺イッケの墓地があり、少し離れて川田イッケの墓地も存在



第5図 持田屋敷の景観
(花園町役場「荒川村地籍図」より作成)

していた。一方、持田氏の墓所はここにはない。持田四郎左衛門の墓は、字「山中」に天神曲輪の持田イッケの墓と隣接して存在している。中世以来の宗教施設に付随して、曲輪の範囲を越えて川端地区の各イッケの墓が存在するにもかかわらず、持田氏の墓が例外的に別の地に存在することは、川端地区が当初は薬師堂に墓をもつイッケによって構成されており、後に持田氏が移転してきたことを示している。

持田氏移転前の川端地区は、いかなる経済的な基盤の上に成り立っていたのであろうか。同地区の地名をみると、「鉄糞」・「鍛冶谷戸」といった製鉄業の存在を示す地名が存在することに気づ

く。発掘調査においても、古代の製鉄遺跡が発見されている³³⁾。これらの事例より、川端地区は、かなり古くから製鉄業の地であったことが推定される。

また、近世期、川端地区に隣接する荒川に石切場が存在しており、石灯笼などの生産で名高い信州高遠の石工が、原材料の調達のために荒川村を訪れていた³⁴⁾。中世の秩父地方と荒川沿いの地域は、秩父青石を利用した板碑の生産・商品化がなされた地域であり³⁵⁾、先にも挙げたように、荒川村においても大量の板碑が残存している。荒川端に存在する薬師堂に大量の、しかも様々な形態の板碑や、それを支える台座までもが完型に近

い形で現存していることは、ここに石切場が存在していたことと無縁ではないであろう。

川端地区は、中世期の関東における幹線道路であった鎌倉街道が東西・南北に貫いており、さらに荒川の渡船場としての位置にあった。川端地区における鉄・石の生産を支えていたのが、交通の結節点としての位置的な利点であったことが窺える。寿楽院が川端地区から出発したのも、川端地区が経済的な要衝の地であったことと関連している。

持田氏の移転も、商品生産地・交通の要衝としての川端地区のあり方と関わっていたであろうことは想像に難くない。持田家では、川端地区への移転後に鋳物師を行い、その後、鋳物師の権利とともに免許状と屋号(袋)の入ったハッピを金屋(埼玉県児玉町)に譲り渡したという伝承が残っている³⁶⁾。この伝承は、権利の移転先とされる金屋に伝承と同じ屋号の鋳物師が存在していたこと³⁷⁾、さらには、持田屋敷の土塁が鉾澤によってできており、屋敷内でも鉾澤が発見されていることによって裏付けられる。これに対して、現在の川端地区において、鋳物師をしたという伝承を持つ、あるいは、屋敷内から鉾澤が出土するのは、持田家のみの特徴である。これより、持田四郎左衛門の時代には、川端地区において、持田家のみが鋳物師を行っていたものと思われる。

さらに、持田家が、川端地区における他の家と異なる特徴として、荒川との関わりが挙げられる。先の屋敷移転の伝承では、持田四郎左衛門が川端地区へと移転した理由として、北条氏邦の居城がある鉢形に出仕するために、水運の便を図ったとされている。

持田氏と荒川との関わりはこの伝承に残るのみではない。その第一は、荒川の用益権の掌握である。荒川では、川舟による輸送とともに、川漁や舟車を用いての製粉が行なわれていた。これらに用いられる舟が繫留されていたのは、川端地区と荒川とを隔てている崖下であった。かつてこの崖の大部分は持田家の所有であったため、舟車による製粉を行なっている人は、崖を利用する代償と

して、持田家の製粉を無料で行なっていた³⁸⁾。以上の事例より、持田家による崖の独占的な所有が、荒川の用益権の掌握と深く関わっていたことが窺える。

第二に、荒川を介した水運との関わりである。まず、次の史料を挙げてみよう。

急度申入候、仍あらかわいかた我等手形なくして御出し不可有候、我等参候て、委可申候へ共、こゝもと隙入申候間不参候、如何様よろつ可申候間、御くぼう材木共御座候間、手形なくしていかた御とうしあるましく候、爲其書申入候、

(中略)

二月廿八日 林(花押)

尚、此あいはんなくしていかた御とうし有間敷候、以上、

(黒印) 大瀧より 林 虎助

持田四郎左衛門殿

まいる³⁹⁾

以上の史料は、持田四郎左衛門の時代には、既に荒川が秩父からの材木の運送に利用されており、荒川村が中継地点となっていたことを示している。こうした荒川村の機能は、近世においても継続してみられるものであった⁴⁰⁾。また、この水運に持田氏が関わっていたことがわかる。以上より、持田氏の川端地区への移転の背景として、荒川水運の存在が考えられよう。そして、鋳物師を行なうに際しても、荒川の用益権を掌握することにより、荒川水運を利用して原・燃料、商品の移送を行なったものと思われる。荒川の水運を利用した鋳物師業への進出こそ、持田氏が川端地区へと移転した要因であったと思われる。

以上の持田氏のあり方は、持田氏が必ずしも農業を存立の主要な基盤としているとは言えないことを示している。持田氏が荒川郷の中心的な役割を果たすに足る経済力をもつとともに、開発の主導者となる要因もここに求められよう。荒川郷に隣接する御前田郷においても、同時期に開発が進展するが、これを主導したのが、長谷部兵庫助で

あった⁴¹⁾。兵庫助の一族には「甘糟の商人」である長谷部源三郎⁴²⁾や、北条氏邦から「塩留」についての指示を受けている⁴³⁾ことから、これらの流通に関わっていたと推定される長谷部備前守がおり、長谷部兵庫助も同様の存在であったと推定されている⁴⁴⁾。長谷部兵庫助が開発に着手し得る経済的な裏付けとして、商品流通への関与によって得られた資金の存在が指摘できよう。持田四郎左衛門も同様に、商品生産・流通に関わることにより、開発に必要な資金・労働力を調達し得たものと思われる。

V おわりに

本報告では、近世へと継続する荒川村の社会が形成されていく過程を、戦国末期に展開した開発と関連させながら検討してきた。天正期に北条氏邦と真先に結びついたのは川端地区であり、荒川衆も川端地区のみを構成範囲としていたが、開発の進展にともない、川端・只沢・中の3地区を構成範囲とする荒川村が形成された。この過程には、只沢の事例にみられるような屋敷地の移動や、宿への他所からの移住といった現象をともなうものであった。同時に、変化は郷の社会秩序にも波及し、川端の持田四郎左衛門・只沢の持田治部左衛門を頂点とする、近世へと継続する社会秩序の基礎が形成された。

当時の荒川郷において、開発の対象となったのは、郷を東西に刻む帯状の窪地であった。天正16年印判状に記載された持田四郎左衛門を始めとして中嶋・川田氏といった荒川郷内の有力百姓や、新五郎・沼尻氏は、これらの窪地の開発を請負い、郷内に居住する者や他所からの移住者を編成することにより耕地化を達成していった。

さらに、持田四郎左衛門の存立基盤を検討すると、彼が郷の有力者として、開発を主導した経済的背景が浮かび上がってきた。持田四郎左衛門の川端地区への移転は、荒川の水運を利用した鋳物師業への進出であり、商品流通への積極的な関与が、開発を推進する基盤となる経済力を確立さ

せた。

本報告では、開発にともなう郷の社会構成の変化、開発地の比定とその展開過程の素描に止まり、開発地をめぐる所有関係の変遷、開発のための労働力の移転にともなう問題、荒川郷が開発へと向う経済的な要因についての検討にまでいたることができなかった。とくに最後の問題については、天正16年(1588)に北条氏邦が秩父郡吉田の代官・町人衆中に発給した印判状⁴⁵⁾にみられる、秩父地方における商品生産の進展、鉢形城下における穀物需要の高まりとの関連から、荒川郷や小前田郷などの鉢形近郊地帯における開発を見なおす必要があるように思われる。これらの点については今後の課題としたい。

付記

本稿を作成するにあたり、現地調査に際しては、花園町荒川地区の方々には温かい御助力を頂きました。御多忙中にも関わらず、花園町役場の方々には、資料収集の便宜を図って頂きました。また、田尻高樹氏には、貴重な資料を提供して頂くとともに、多大な御協力を頂きました。なお、筑波大学人文学類の磯田美枝・勝股彩子、筑波大学大学院歴史・人類学研究科の新井敦史・佐々木倫朗・井上智勝の各氏には、実地調査および資料整理等にご協力頂きました。ここに記して深く感謝申し上げます。

注および参考文献

- 1) 則竹雄一(1990): 戦国期における「開発」について―後北条領国を中心に―、史海、37、池上裕子(1991): 戦国時代の武蔵における開発、『「開発」と地域民衆―その歴史像を求めて―』、雄山閣、などが挙げられる。
- 2) この家は、イッケとしてのつきあいと、宗教施設の祭祀とが、2つのイッケにまたがっている。
- 3) 持田文夫氏所蔵「村社大明神社御由緒調進書」(明治期)他。
- 4) 注2)の家である。
- 5) 埼玉県史編纂委員会編(1980): 『新編埼玉県史資料編6 中世2』、434-435。

- 6) 前掲5), 457-458.
 7) 前掲5), 609ページ.
 8) 前掲5), 709-710.
 9) 持田英孝氏所蔵「武州榛澤郡鉢形領之内荒河村御縄打水帳」(文禄4年).
 10) 前掲5), 674ページ.
 11) 持田春次氏所蔵(年不詳).
 12) 持田春次氏所蔵「林質物ニ入借用申金子之覚」(宝暦元年).
 13) 持田春次氏所蔵「乍恐返答書を以申上候」(明和5年).
 14) 持田勘左衛門家とその分家の墓所には中世の板碑・五輪塔が存在する.
 15) 持田英孝氏所蔵「乍恐以書付奉御訴訟申上候」(寛文12年). この史料では、荒川村・小前田新田村・猿喰土村の入会畠における境別けが問題となっている.
 16) 町田篁氏のご教示による.
 17) 前掲10).
 18) 中嶋氏の場合、川端地区の中嶋氏との繋がりには現在では伝えられていない。これに対して、中地区の持田氏は、川端地区の持田四郎左衛門家から最も早く分家したと伝える2家のうちの1つである。
 19) 持田英孝氏所蔵「表題欠」(延宝5年).
 20) 持田英孝氏所蔵「武州榛澤郡鉢形領荒川村辰御縄打水帳」(延宝4年).
 21) 持田英孝氏所蔵「武州榛澤郡荒川村水帳 本帳写」(元和5年).
 22) 持田春次氏所蔵「乍恐以書付申上候」(天明3年).
 23) 現在地藏堂が存在する地は、帯状の窪地に挟まれているため、大雨の際には浮島状になってしまうほどであった。
 24) 他の3冊の案内者は全て弥五郎・治部の2名である。
 25) この「沼尻」は、荒川村の東隣りにある黒田村の、荒川村との境に接する「東原」に存在する名字である。「水(後)久保」の存在する帯状の窪地が黒田村にまで伸びていることも考慮すると、沼尻氏は、黒田村に居住していたものと考えられる。
 26) 一例を挙げると、大屋玄蕃は、主作地として、1町4反5畝11歩を名請している。
 27) 弥五郎は、村内で最大の耕地面積を名請しており、屋敷を縄除されている。近世に屋敷の縄除の特権を有していたのが、持田四郎左衛門・持田治部左衛門の子孫の2家だったことを考慮すると、弥五郎は持田四郎左衛門の子とするのが妥当であろう。
 28) 持田英孝氏のご教示による。
 29) 前掲5), 648-649.
 30) 本章では持田四郎左衛門家を考察の中心とするため、とくに指定しない場合は持田四郎左衛門家を持田氏・持田家と呼ぶ。
 31) 持田英孝氏のご教示による。
 32) 埼玉県大里郡花園村(1970):『花園村史』, 61-63.
 33) 花園町(1979):『花園村の今昔』, 2ページ.
 34) 持田春次氏所蔵「手形之事」(貞享5年).
 35) 小林一岳(1982):中世前期における在地領主間結合の一側面ー神無川扇状地領主群の用水支配をめぐってー, 中世の東国, 2.
 36) 持田英孝氏のご教示による。
 37) 金屋の倉林家に伝わっている。
 38) 持田英孝氏のご教示による。
 39) 杉山博他編(1878):『新編武州古文書 下』角川書店, 435-436.
 40) 持田英孝氏所蔵「乍恐以書付御訴訟申上候」(延享4年). これによると、秩父郡上吉田から荒川を下された筏が、荒川村で差し止められている。
 41) 前掲5), 244ページ.
 42) 前掲5), 215ページ.
 43) 前掲5), 516ページ.
 44) 前掲1).
 45) 前掲5), 711ページ.